

1. 件名：日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の施設検査に関する面談

2. 日時：令和元年12月23日 13時30分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁 2階会議スペース

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、佐山主任原子力専門検査官

清水検査技術専門職

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

プルトニウム燃料技術開発センター 技術部

マネージャー 他5名

5. 要旨

○日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、施設検査申請書の内容について、以下のとおり説明を受けた。

・本施設検査は、平成31年1月16日付け原規規発第1901162号をもって使用の変更の許可を受けた、プルトニウム燃料第三開発室の質量分析装置を解体・撤去し、新規の質量分析装置及びグローブボックスを既設グローブボックスへの接続及び解体予定の設備を内蔵しているグローブボックスを廃棄物の一時保管設備とするために閉止措置を実施するものである。

・新規の質量分析装置を既設のグローブボックスに接続する工事については、核燃料物質の使用等に関する規則第2条の5に定められる工事の技術上の基準（以下「技術基準」という。）のうち、第1号の「閉じ込めの機能」、第6号の「火災等による損傷の防止」、第10号の「地震等による損傷の防止」、第18号の「溢水による損傷の防止」に該当する。

・閉止措置に係る工事については、技術基準のうち、第36号の「使用の変更の許可の申請書の記載事項及び許可条件」について施設検査を申請する。

○原子力規制庁から、以下のコメントを伝えた。

・グローブボックスの材料について、変更許可申請や施設検査申請に記載の設計条件に関わる事項について確認できる資料を準備すること。

○原子力機構から、了解した旨の回答があった。

6. その他

資料1：計量分析設備の質量分析装置の更新、グローブボックスNo. FQG-60n(1)の設置及びグローブボックスNo. FQG-60nへの接続に係る施設検査申請について

資料2：使用施設の一部を固体廃棄施設の設備（解体前廃棄物一時保管設備13、14、15及び16）にするための閉止措置に係る施設検査申請について

以上